

## 新生児聴覚検査費の助成について

多可町では町内に生まれた赤ちゃんに、新生児聴覚検査費用の助成を実施しています。  
検査は、出産された医療機関等で受けることができます。（一部、実施していない医療機関もあります）

### 【どんな検査？】

この検査は、赤ちゃんの聞こえに異常がないかどうかをみるためのものです。生まれつき耳の聞こえに異常がある赤ちゃんは1000人に1～2人とされていますが、気づかれにくいため、この検査がとても重要です。

万が一、耳の聞こえに異常が見つかった場合であっても、早期に適切な対応を開始することでことばの発達やコミュニケーションの形成に大きな効果があると言われています。

### 【助成内容】

助成額 全額（上限なし）

### 【対象者】

生後6か月未満の赤ちゃん（検査実施日において、保護者の住所が多可町にあること）



### 【助成券の使い方】

- ☆ 新生児聴覚検査にかかる費用について助成します。  
（助成券が利用できない医療機関もあります）\*その際は、償還払いにて対応します（下記参照）
- ☆ この助成券は、今回の出産に限り有効です。
- ☆ 新生児聴覚検査以外使用できません。（健康保険を適用して実施された検査、薬代等は対象外です）
- ☆ 助成券を紛失されても再発行はいたしません。

### 【注意事項など】

#### ★償還払い（払い戻し）申請について

兵庫県内の委託契約外の医療機関、県外（日本国内）で受診、または助成券を使用せずに受診した場合に行います。

下記①～④を持参のうえ、健康課（アスパル）までお越してください。

- ① 未使用の助成券
- ② 領収書(原本) ※ 診療明細書があればご持参ください
- ③ 印鑑
- ④ 振込先のわかる通帳等（受診者本人の口座、ゆうちょの場合は通帳のコピーをいただきます。）
- ⑤ 母子健康手帳

#### ★町外へ転出された場合

この助成券は使用できませんので、健康課まで返却してください。

転出先での助成については、直接、転出先の市町村にお問い合わせください。